

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	株式会社ローソン
住所	東京都品川区大崎1-11-2
計画期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
基準年度(*1)	平成30年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	コンビニエンスストア (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：5891)
事業の概要	コンビニエンスストア「ローソン」のフランチャイズチェーン展開

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

「ローソングループ環境方針」に基づき、エリアサポート部長を実行責任者とし、エリアCSV推進担当を推進責任者として推進する
--

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	10,145 t-CO ₂	9,840 t-CO ₂	3.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		9,840 t-CO ₂	3.0 %
目標設定の考え方	原単位 < 売上高 (億円) > 当りのエネルギー使用量を年1%程度の削減を目標		

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
小売業(コンビニエンスストア)	59.53	57.74	3.0 %
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方	事業活動の拡大(店舗数の増加)が必然であり、CVS各社が加盟する日本フランチャイズチェーン協会としての基準であるエネルギー消費原単位【t-CO2/売上高(億円)】で目標設定。原単位で目標設定すると3%の削減率となる。		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<p>新規出店における</p> <ul style="list-style-type: none"> ①LED照明または自動照明調光システム ②CO2冷媒(冷凍・冷蔵機器)システム ③省エネタイプLED看板 <p>既存店においては</p> <ul style="list-style-type: none"> ①冷凍・冷蔵機器の入替え交換 ②空調機交換 ③LED照明看板への入替え交換 <p>等の省エネルギー機器導入を行いCO2削減する。 また、食品リサイクル(生ごみ、廃油)の展開、レジ袋の削減、店頭募金による植樹、学校緑化の推進を行う。</p>
--

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値(*8)の活用等)

対象外

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

<p>ローソングループでは、環境経営を推進するため「ローソングループ環境方針」を制定。方針では、豊かな地球の恵みを次世代へ引き継ぐため、つねに環境に配慮した事業活動および地域社会との共生を宣言しています。ローソングループとしてこの環境方針をもとに積極的に環境経営に取り組み、企業価値の向上を目指していきます。</p>
--

5 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・店舗が実践する「省エネ10が条」の推進 ・2008年4月に、「CO2オフセット運動」を開始。 ローソンはお客様の削減努力を支援するために、Loppi端末での排出権の販売・お買い上げポイントと排出権の交換で家庭での排出量削減に寄与しています。 ・2012年度より全社的に店舗の屋上に太陽光パネルを全国約4,000店舗に設置

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。